

第7号議案

ユトリシア防災マニュアル制定及び運用開始 承認の件

以下の理由により、ユトリシア防災マニュアルの制定及び運用開始の承認について、本総会へ議案上程いたします。

【 目 的 】

千葉県習志野市における震度5弱以上の地震発生時及びそれに伴う停電時、断水時を想定し、発災時の「混乱抑制」及び「被害軽減」を図るため、ユトリシア住人が、互いに協力して身の安全を守る為の「活動体制」と「対応活動指針」について管理組合活動の方針を事前に示して周知することにより、発災時の共助を最大限発揮させることを目的とする。

【 適用日 】

本総会承認後、ただちに運用開始する。

【 決議事項 】

本マニュアルをユトリシア公式の防災マニュアルとして制定する。

被災時には当該マニュアルを基にして全住人が協力しながら災害対応活動を行う運用をする。

《 ユトリシア防災マニュアル(案)の閲覧方法 》

素敵ネットにて閲覧することが可能です。是非一度ご覧ください。

万が一、素敵ネットによる閲覧ができない方はフロントまでご相談ください。

【 背景 】

今後30年の間に千葉県を含む南関東地域において、マグニチュード7程度の大規模な地震が70%程度の確率で発生すると予測されている。実際に東日本大震災に被災した際のユトリシア内の混乱状況なども踏まえ、被災時における住人の「混乱抑制」及び「被害軽減」を図るためにはユトリシア公式の防災マニュアルの制定が必要であると考え、防災マニュアルの作成に着手した。

防災マニュアルは形だけのマニュアルとして整備しても、被災時に活用できないマニュアルでは意味がないため、下記【ユトリシア防災マニュアル作成のポイント】を配慮しながら数年かけて様々な検討を行った結果、遂に完成し、本総会に議案上程するに至った。

【 ユトリシア防災マニュアル作成のポイント 】

下記のポイントに配慮しながら作成した

- ① 「被災時にマンションに残っている住人による災害対策本部の運営を実現する」ために、各役割などを詳細に記す。
- ② 文字の羅列だけでなく、図やイラストを多用し、視覚的に理解しやすい記載をする。
- ③ 被災時の活動全体概要や住人が行うべき事前準備を平時に確認するための「防災マニュアル」と被災時に各担当の実際の行動手順をまとめた「指示書」の2部構成にする。
- ④ 「共助」だけでなく、住人自身で平時から備えるべき「自助」の記載を厚くする。

【 ユトリシア防災マニュアルの主な掲載内容 】

- | | |
|------------------|-----------------------|
| ① 防災マニュアルの目的 | ④ 発災期・被災生活期の共助活動 |
| ② 被災時のユトリシアの被害想定 | ⑤ 自助として平時より各自が備えるべきこと |
| ③ 災害活動組織体制 | ⑥ 被災時に活用するツール内容 |

【 ユトリシア防災マニュアルの全戸配付 】

本总会承認後、ユトリシア防災マニュアルを2022年3月頃までに全戸配付予定。
各世帯にて保管し、所有者変更などの際には引き継ぎをしていただく必要がある。

【 今後の運用 】

ユトリシア管理組合防災委員会を中心に、防災マニュアルを更に活用できるものに修正検討を重ねていく予定。修正された際には修正部分のみ都度全戸配付を行う予定。配付された修正部分は各世帯にて差し替えをしていただくこととする。

【 運用におけるお願い 】

ユトリシア防災マニュアルは「共助」をするための組織体制をまとめている。

被災時には各世帯様々な事情が発生すると思うが、住人一人一人の協力があって初めて活用できるマニュアルである。

管理組合、災害対策本部から様々な協力要請をする際には前向きなご尽力をいただきたい。

以 上

第 10 号議案

ハッピークラブ会則、申請書等の様式に関する規則、 改定案承認の件

以下の理由により、ハッピークラブ会則、申請書等の様式に関する規則の改定案を本総会へ議案上程致します。

【目的】

ハッピークラブ運営上の実情に合わせて現行の規則を見直す。

【決議事項】

- ①ハッピークラブ会則の改定
- ②申請書等の様式に関する規則の改定

【適用日】

本定期団地総会終了後、直ちに適用します。

【背景】

- ①運営委員の役職について、運営を円滑に行うため運営員会組織の改編を行うため
- ②サークルの登録等の手続きを見直し、あわせて次の様式を新たに定めるため
本議案の2規則を改定することといたしました。

【改定案】

① ハッピークラブ会則

改 定 案	現 行
第 6 条（運営委員会） <u>運営委員会の委員は 17 名とし、委員の中から委員長、副委員長各 1 名および会計委員 4 名を置く。</u> 2～4 （略） 5 <u>第 1 項の会計委員は、運営委員の互選により選任する。</u>	第 6 条（運営委員会） <u>運営委員会には、次の運営委員を置く。</u> <u>運営委員 17 名</u> <u>うち 委員長 1 名（理事）</u> <u>副委員長 1 名（理事）</u> <u>企画委員 4 名</u> <u>総務委員 3 名</u> <u>活動委員 4 名</u> <u>広報・書記委員 4 名</u> 2～4 （略） 5 <u>委員長、副委員長を除く運営委員の第 1 項の役職は、運営委員の互選により選任する。</u>
第 9 条（運営委員の職務） 1～4 （略） 5 <u>会計委員は、会計に関する業務を行う。</u> 6 <u>運営委員は、第 5 条第 5 項に定める業務を行うほか、運営委員会の定める業務を行う。</u> （削除） （削除）	第 9 条（運営委員の職務） 1～4 （略） 5 <u>企画委員は、ハッピークラブの事業計画案の作成業務を担当する。</u> 6 <u>総務委員は、ハッピークラブの書類の保管、外部との折衝・渉外業務を担当する。</u> 7 <u>活動委員は、事業計画案に基づくイベント・講習会等の実務的な企画立案業務を行い、サークルの登録に関する業務、登録サークルの活動状況の管理および活動の補助・相談窓口業務を担当する。</u> 8. <u>広報・書記委員は、ハッピークラブの広報および運営委員会の議事録作成業務を担当する。</u>
第 13 条（サークルの登録等） ハッピークラブの会員および準会員は、第 1 条の目的のためにサークルを設置することができる。 2 ハッピークラブにサークルの登録を希望する会員または準会員の代表者（以下「代	第 13 条（サークルの登録） ハッピークラブの会員および準会員は、第 1 条の目的のためにサークルを設置することができる。 2 ハッピークラブにサークルの登録を希望する会員または準会員の代表者（以下「代

表者」という。)は、サークル登録申請書(別に定める様式)にサークル活動報告書兼活動計画書(別に定める様式)およびサークル登録者名簿(別に定める様式)を添えて委員長に提出しなければならない。	表者」という。)は、サークル登録申請書(別に定める様式)をもってハッピークラブに登録の申請および活動計画内容を提出しなければならない。
3 運営委員会は、前項の申請の内容を審査し、委員長はその結果をサークル登録承認・不承認書(別に定める様式)をもって代表者に対し通知するものとする。なお、承認するにあたり条件を付することができる。	3 ハッピークラブは、申請の内容を審査し、その結果をサークル登録承認書(別に定める様式)をもって代表者に対し通知するものとする。
4 登録サークルの名称、代表者、活動内容等を変更しようとするときは、登録サークルの代表者は、速やかに、委員長にサークル変更申請書(別に定める様式)をもって委員長に申請しなければならない。なお、活動内容を変更しようとするときは、活動報告書兼活動計画書(別に定める様式)を添えて申請しなければならない。	(新設)
5 運営委員会は、前項の申請の内容を審査し、委員長はその結果をサークル変更承認・不承認書(別に定める様式)をもって代表者に対し通知するものとする。なお、承認するにあたり条件を付することができる。	(新設)
6 登録サークルを解散しようとするときは、登録サークルの代表者は、サークル解散申請書(別に定める様式)をもって委員長に申請しなければならない。	(新設)
7 運営委員会は、前項の申請の内容を審査し、委員長はその結果をサークル解散保留・承認書(別に定める様式)をもって代表者に対し通知するものとする。	(新設)
8 運営委員会は、第2項、第4項(活動内容の変更に限る。)および第6項の申請があったときは、審査にあたり理事会に対して報告し、意見を聴取することができるものとする。	4 ハッピークラブは、審査にあたり理事会に対して意見を聴取することができるものとし、また承認するにあたり条件を付することができる。

9 <u>運営委員会</u> は、 <u>ハッピークラブ</u> に登録したサークルに対し、理事会の承認のうえで活動補助金の支給を行うことができる。	5 <u>ハッピークラブ</u> は、 <u>ハッピークラブ</u> に登録したサークルに対し、理事会の承認のうえで活動補助金の支給を行うことができる。
10 <u>登録されたサークルは、合併または分割するときは、第6項に定める手続きを行うものとする。ただし、第2項に定める手続きを同時に行うことができる。</u>	(新設)
第14条（登録サークルの責務） 登録サークルの代表者は、 <u>運営委員会</u> で定めた時期に <u>登録サークル活動報告書兼活動計画書</u> （別に定める様式）および <u>収支報告書</u> を提出しなければならない。	第14条（登録サークルの責務） 登録サークルの代表者は、 <u>ハッピークラブ</u> で定めた時期に <u>活動報告</u> 、 <u>収支報告</u> 、 <u>次年度の活動計画</u> を提出しなければならない。
附則 第1条（略） （1）～（3）略 （4）改定 2022年12月〇日（第14期定期団地総会）から効力を発する。 <u>企画委員等を廃止し、会計委員を置く。</u>	附則 第1条（略） （1）～（3）略 (新設)

② 申請書等の様式に関する規則

改 定 案	現 行
様式第5の一 サークル登録申請書 (別紙のとおり)	様式第5の一 サークル登録申請書
様式5の二 <u>登録サークル活動報告兼活動計画書</u> (別紙のとおり)	(新設)
様式5の三 <u>サークル登録者名簿</u> (別紙のとおり)	(新設)
様式5の四 サークル登録承認・ <u>不承認書</u> 年 月 日に申請がありました <u>サークルの</u>	様式5の二 サークル登録承認書 年 月 日に申請がありました <u>標記の件に</u>

<u>登録につきまして、承認 不承認 といたします。</u> <u>なお、 サークルの登録にあたっては、次の事項を遵守すること。</u> (削除) <u>1 登録サークルの遵守事項 (内容 略)</u>	<u>つきまして、次のとおり条件を付記のうえ、承認いたします。</u> <u>1 登録サークルの責務 (内容 略)</u> <u>2 登録サークルの遵守事項 (内容 略)</u>
<u>様式5の五</u> <u>サークル変更申請書</u> (別紙のとおり)	(新設)
<u>様式5の六</u> <u>サークル変更承認・不承認書</u> (別紙のとおり)	(新設)
<u>様式5の七</u> <u>サークル解散申請書</u> (別紙のとおり)	(新設)
<u>様式5の八</u> <u>サークル解散保留・承認書</u> (別紙のとおり)	(新設)
附則 一 (略) <u>(1)改定 2022年12月〇日(第14期定期団地総会)から効力を発する。ハッピークラブ会則にかかわる様式の一部改定および新設。</u>	附則 一 (略) (新設)

以 上

サークル登録申請書

ハッピークラブ運営委員会委員長 宛

(申請者)
サークル代表者

_____番街_____号室

氏名_____印

私は、次のとおりサークルの登録を申請いたします。

サークル名		代表者		
フリガナ		部屋番号	氏 名	電話番号
連絡先				
部屋番号	氏 名	電話番号	PC アドレス	携帯アドレス
「サークル活動一覧」に掲載します。				
活動 内 容	概 要	(50 文字以内でお願いします。)		
	補 足			
活動時 間及び 場所				
会費等	入会金 (不要 金額 _____ 円) 会費 (不要 毎月・毎回(_____)金額 _____ 円) その他 _____			
参加希 望者か らの連 絡方法	☐ 直接連絡先に連絡する ☐ 連絡先にメモを入れ、サークルからの連絡を待つ ☐ 直接活動場所に行く その他 _____			

ハッピークラブ記入欄		委員長印	受付印
○承 認			
○承認の条 件			
○不承認			

サークル活動報告書兼活動計画書

サークル名_____

□活動報告

____年__月__～____年__月__の活動結果は以下のとおりです。

	活 動 内 容

□ハッピークラブイベントへの協力

____年__月__～____年__月__のハッピークラブイベントへの協力実績は以下のとおりです。

□活動計画

____年__月__～____年__月__の活動計画は以下のとおりです。

□ハッピークラブへの要望事項

□会員数について

____名 (____年__月__現在) _____名 (____年__月__現在)

※サークル登録者名簿(様式5号の三)を添付すること。

____年__月__日改定

____年 ____月 ____日

サークル登録者名簿

(サークル名)

NO	部屋番号	氏 名	連 絡 先	カウント	備 考※
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

- ※1 当サークルの代表者、副代表者および運営委員は、備考欄にその役職を記載すること。
- ※2 連絡先は、極力すべてを記入してください。PC アドレスの登録があれば E メールにて連絡いたします。
- ※3 複数のサークルで登録されている方はカウント欄に登録しているサークル名を記入するとともに当サークルがメインでない方はメインのサークル名の先頭に○印をつけること。

____年 ____月 ____日改定

_____年____月____日

サークル登録承認・不承認書

(申請者)

サークル代表者

_____番街_____号室

氏名_____様

ハッピークラブ運営委員会委員長

印

_____年____月____日に申請がありましたサークルの登録について、以下のとおり 承認 不承認 といたします。なお、登録サークルは、次の事項を遵守すること。

1 登録サークルの遵守事項

- 一 活動予定、活動内容等を居住者全員に公開すること
- 二 居住者の希望があればいつでも参加できるように配慮すること
- 三 営利目的の活動をしてはならないこと
- 四 政治活動または宗教活動をしてはならないこと
- 五 他の居住者、サークルを誹謗中傷する行為をしてはならないこと
- 六 その他公序良俗に反する行為及び居住者に迷惑となる行為をしないこと

2 登録の条件

☐ 不承認の理由

年 月 日改定

_____年____月____日

サークル変更申請書

ハッピークラブ運営委員会委員長 宛

(申請者)

サークル代表者

_____番街_____号室

氏名_____印

私は、次のとおりサークルの 名称 ・ 代表者 ・ 活動内容 の変更を申請いたします。

1 サークル名

新サークル名	現サークル名

2 サークル代表者

現サークル代表者 _____番街_____号室 氏名_____印

新サークル代表者 _____番街_____号室 ^{フリガナ}氏名_____印 電話番号_____

連絡先(連絡先に変更がある場合に記入)				
部屋番号	氏名	電話番号	PC アドレス	携帯アドレス

3 活動内容

「サークル活動一覧」に掲載します。

活動 内 容	概 要	(50 文字以内でお願いします。)
	補 足	
活動時 間及び 場所		
会費等	入会金 (不要 金額 円) 会 費 (不要 毎月・毎回()金額 円) その他	
参加希 望者か らの連 絡方法	☐ 直接連絡先に連絡する ☐ 連絡先にメモを入れ、サークルからの連絡を待つ ☐ 直接活動場所に行く その他	

ハッピークラブ記入欄		委員長印	受付印
○承 認			
○承認の条件			
○不承認			

_____年 _____月 _____日改定

_____年____月____日

サークル変更承認・不承認書

(申請者)

サークル代表者

_____番街_____号室

氏名_____様

ハッピークラブ運営委員会委員長

印

_____年____月____日に申請がありました サークル名 _____ 代表者 _____ 活動内容 _____
の変更申請につきまして、承認 不承認 といたします。

☐ 承認の条件

☐ 不承認の理由

年 月 日改定

____年 ____月 ____日

サークル解散申請書

ハッピークラブ運営委員会委員長 宛

(申請者)

サークル代表者

____番街 ____号室

氏名 _____印

私は、 ____年 ____月 ____日をもって、次の理由でサークルを解散するので申請いたします。

☐ 解散の理由

☐ 活動補助金の返還

_____円

ハッピークラブ記入欄	委員長印	受付印

____年 ____月 ____日改定

_____年____月____日

サークル解散保留・承認書

(申請者)

サークル代表者

_____番街_____号室

氏名_____様

ハッピークラブ運営委員会委員長

印

_____年____月____日に申請のあったサークル解散の申請について、解散を 保留承認 といたします。

また、活動補助金については、_____円を_____年____月____日までに返納すること。

保留の理由

_____年____月____日改定

第 11 号議案

貸切共用施設使用規則 改定案承認の件

以下の理由により、貸切共用施設使用規則の改定案を本総会へ議案上程致します。

【目的】

貸切共用施設の実情に合わせて現行の規則を見直す。

【決議事項】

- ・貸切共用施設使用規則の改定

【適用日】

本定期団地総会終了後、直ちに適用します。

【背景】

2021 年 11 月理事会にてハッピークラブより「複数の運動系サークルより、冬季のアリーナは寒く、以前(コロナ禍前)と同様にミーティングルーム・パーティールームでの運動系サークルの活動を許可してほしい、と要望が挙がりました。

施設環境委員会にて検討した結果、2022 年 1 月理事会にて「“軽運動”とは『施設を破損させる恐れがなく、かつケガの恐れもない運動』と定義する。この定義に合致するか判断が難しい場合は都度理事会にて使用可否の審議する」ことが承認された。この際、貸切共用施設使用規則には「管理組合が承認したものを認める」旨の条文を追加することが理事会で承認されました。

上記経緯から改定することといたしました。

なお、この改定案はサークル使用に限らず、一般使用にも適用するものです。

【改定案】

改 定 案	現 行
第 3 条第 1 項別表のうちパーティールームの用途 ホームパーティー・料理講座・ <u>軽運動</u> その他各種行事等のための使用	第 3 条第 1 項別表のうちパーティールームの用途 ホームパーティー・料理講座その他各種行事等のための使用
第 3 条第 1 項別表のうちミーティングルームの用途	第 3 条第 1 項別表のうちミーティングルームの用途

会議・打合せ、各種講座、クラフト制作・軽運動等のための使用	会議・打合せ、各種講座、クラフト制作等のための使用
別表の欄外の注記 <u>※軽運動とは、施設を破損させるおそれなく、かつケガのおそれもない運動をいう。なお、軽運動に該当するか判断が難しい運動については、理事会の承認を得るものとする。</u>	(新設)

以 上

第 12 号議案

ペットクラブ会則改定案承認の件

以下の理由により、ペットクラブ会則の改定案を本総会へ議案上程致します。

【目的】

ペットクラブ運営上の実情に合わせて現行の規則を見直す。

【決議事項】

- ・ペットクラブ会則の改定

【適用日】

本定期団地総会終了後、直ちに適用します。

【背景】

ペットクラブ会則に窓口担当委員を置くことが定められていたが、2021 年 12 月の管理規約全面改定時にペット飼育者からの提出書類はペットクラブ委員長が確認する手続き方式としたため、現状に合わせて窓口担当委員を廃止する。

また管理規約には会計担当理事を置くことが定められているが、ペットクラブ会則には定められていなかったため、今回新たに定める。

上記の理由から改定することといたしました。

【改定案】

改定案	現 行
第 7 条(委 員) 本クラブの委員は 5 名とし、委員の中から、委員長、副委員長および <u>会計委員</u> 各 1 名を置く。	第 7 条(委 員) 本クラブの委員は 5 名とし、委員のなかから、委員長、副委員長、 <u>窓口担当委員</u> 各 1 名を置く。
3 委員長、副委員長および <u>会計委員</u> は、委員の互選により選任する。	3 委員長、副委員長、 <u>窓口担当委員</u> は、委員の互選により選任する。
第 10 条(委員の職務) 委員長は、本クラブを代表し、本クラブの管理、運営および委員会を総括するほか、本会則または管理組合の総会・理事会も	第 10 条(委員の職務) 委員長は、本クラブを代表し、本クラブの管理、運営および委員会を総括するほか、本会則または管理組合の総会・理事会も

しくは本クラブの総会・委員会により、委員長 の職務として定められた事項を遂行す る。	しくは本クラブの総会・委員会により、委員 長の職務として定められた事項を遂行す る。
2～4(略)	2～4(略)
5 <u>会計委員は、会計に関する業務を行 う。</u>	(新設)
6 <u>委員(会計委員を除く)は、第2条第 六号に定める各種手続きに関する窓 口業務を行う。</u>	5 <u>窓口担当委員は、第2条第六号に定 める各種手続きに関する窓口業務を行 う。</u>
附則 第1条(略) (1)改定 2021年12月11日(第13期 定期団地総会)から効力を発する。 規約全面改定に伴う会則の改定	附則 第1条(略) 改定 2021年12月11日(第13期定 期団地総会)から効力を発する。規約 全面改定に伴う会則の改定
(2)改定 2022年12月〇日(第14期 定期団地総会)から効力を発する。 <u>窓口担当委員を廃止し、会計委員を 置く。</u>	(新設)

※下線部は改定箇所を示す

以 上

第 13号議案

管理規約及び諸規則の改定案承認の件

以下の理由により、管理規約及び諸規則の改定案を本総会へ議案上程致します。

【目的】

管理規約、諸規則の用語の統一、記載漏れについて改定したい。

【決議事項】

- ① 管理規約の改定
- ② 使用規則の改定
- ③ キッズルーム & ママラウンジ使用規則の改定
- ④ 窓ガラス等改良規則の改定
- ⑤ 管理費等・一時金等の使用料表の改定
- ⑥ 弁済金充当規則の改定

【適用日】

本定期団地総会終了後、直ちに適用します。

【背景】

2021 年 12 月 11 日開催の団地総会で可決された管理規約および諸規則を点検したところ、用語の不統一、記載漏れが見受けられたことから、次の管理規約、規則について改定したい。

1 管理規約

改 定 案	現 行	備 考
第 26 条(住戸内消防用設備および住戸内住宅情報機器の管理)	第 26 条(住戸内消防設備および住戸内住宅情報機器の管理)	用語の統一
別表1対象物件の表示(規約第4条)ならびに共用部分等の範囲(規約第8条) 表中(名称部) <u>建物および附属施設</u>	別表1対象物件の表示(規約第4条)ならびに共用部分等の範囲(規約第8条) 表中(名称部) <u>本契約にかかわる管理対象部分</u>	用語の修正 (管理規約とは関係ない記述のため修正)
附則 第 1 条1～7(略) <u>8 2022年12月〇日(第14期定期団地総会)から効力を発する。住戸内消防用設備の用語の統一</u>	附則 第 1 条1～7(略) (新設)	

2 使用規則

第8条

第1項 表

(現行)

	使用目的	使用時間	飲み物	食 事	飲 酒	喫 煙
ユトリシアカフェ	(略)	(略)	○	○	○	×

(改定案)

	使用目的	使用時間	飲 食	飲 酒	喫 煙
ユトリシアカフェ	(略)	(略)	○	○	×

第9条

第2項 表

(現行)

	飲物	食 事	酒 類	喫 煙
ファミリー菜園 クラブハウス	○	○	×	×
フルーツ庭園 ハーブ庭園	○	○	×	×

(改定案)

	飲 食	飲 酒	喫 煙
ファミリー菜園 クラブハウス(パーゴ ラ)	○	×	×
フルーツ庭園 ハーブ庭園	○	×	×

附則

一(略)

(1) (略)

- (2) 2022年12月〇日(第14期定期団地総会)から効力を発する。第8条第1項表中および第9条第2項表中の文言の整理。

3 キッズルーム&ママラウンジ使用規則

第 4 条(使用上の注意)

第 2 項 表

(現行)

	飲物	食 事(軽食)	酒 類	喫 煙
ママラウンジ	○	○	×	×
キッズルーム	○	○	×	×

(改定案)

	飲 食	飲 酒	喫 煙
ママラウンジ	○	×	×
キッズルーム	○	×	×

附則

一(略)

(1) (略)

(2) 2022年12月〇日(第14期定期団地総会)から効力を発する。第 4 条第 2 項表中の文言の整理。

4 窓ガラス等改良規則

改 定 案	現 行	備 考
第 9 条 (規則の改廃等)	第 7 条 (規則の改廃等)	条の誤り修正
附則 一 (略) (1) (略) (2) <u>2022年12月〇日(第14期定期団地総会)から効力を発する。第 9 条の条の修正</u>	一 (略) (1) (略) (新設)	

5 管理費等・一時金等の使用料表

改 定 案	現 行	備 考
(削除)	<u>連合町会費 200 2014 年1月末日現在</u>	無効となっているため
犬用施設使用料 (ペットマナールーム・ドッグラン)	犬用施設使用料 (ペットマナールーム・ <u>ドックラン</u>)	言葉の修正

6 弁済金充当規則

改 定 案	現 行	備 考
第 2 条 ※ 弁護士費用等とは違約金としての弁護士費用ならびに督促および徴収の諸費用 ※ 駐車場使用料、バイク置場使用料については規約第31条にかかわらず特定承継ができない場合を想定	第 2 条 ※ 弁護士費用等とは違約金としての弁護士費用ならびに督促および徴収の諸費用 ※ 駐車場使用料、バイク置場使用料については規約第31条にかかわらず特定承継ができない場合を想定	スペースを削除
附則 一 (略) (1) <u>2022年12月〇日(第14期定期団地総会)から効力を発する。第 2 条第 1 項中「※」後のスペースを削除する。</u>	一 (略) (新設)	